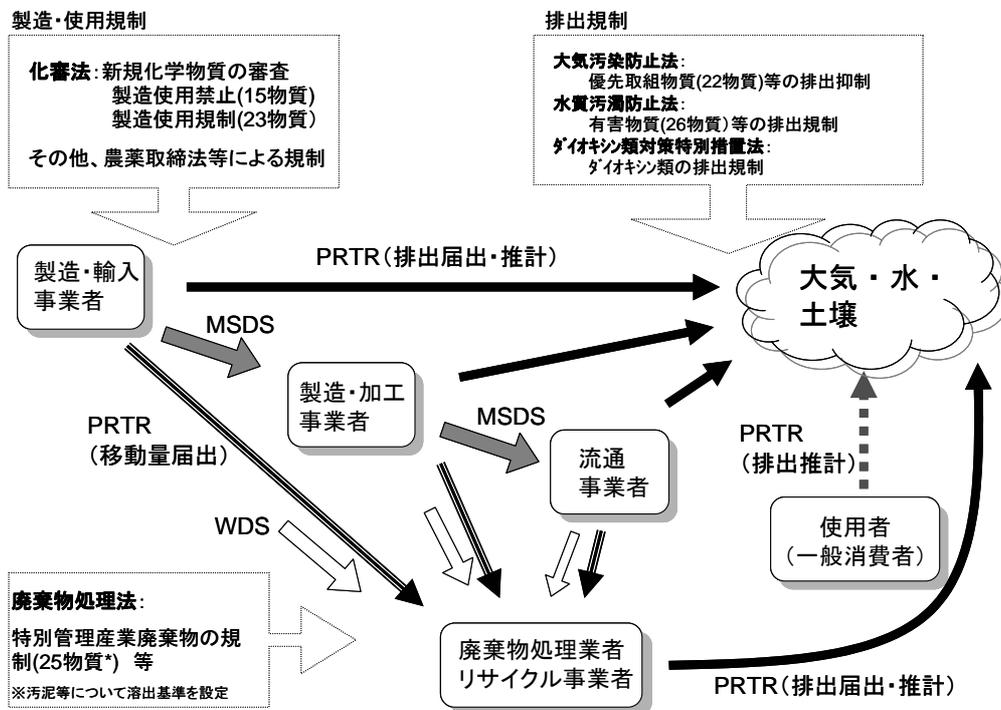


3. 化学物質に関する法制度の状況

<p>一般環境 を通じた ばく露</p>	<p>化学物質審査規制法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 残留性、生物蓄積性、長期毒性をもつ物質の製造・使用の原則禁止 ○ 残留性、長期毒性をもつ物質の製造・使用の制限、表示義務 ○ 上記に該当するおそれのある物質の製造量の届出 ○ 新規化学物質の残留性、蓄積性、長期毒性等の審査 <p>化学物質排出把握管理促進法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人又は動植物に有害で、環境に残留する物質等の排出・移動量の届出・推計 ○ 上記物質及び将来の環境残留が見込まれる物質へのMSDS添付 <p>環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人の健康の保護及び生活環境の保全のための環境基準を設定 ○ 大気、水への有害物質の排出、廃棄物からの溶出等を規制 	<p>毒物劇物取締法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 著しい毒性をもつ物質の製造、使用等の規制 ○ 毒物・劇物の製造、販売、使用等の登録・届出、表示義務、MSDS添付 ○ 毒物・劇物の廃棄の規制 	<p>農業取締法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農薬登録（毒性・残留性の検査、基準に適合しないものは登録保留） ○ 無登録農薬の製造・使用の禁止 ○ 表示義務（使用方法等） ○ 使用規制（使用基準の遵守、水質汚濁性農薬の指定とその使用の制限）
<p>人への直接 ばく露</p>	<p>薬事法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品、医薬部外品、化粧品等の製造等の許可制、販売の制限、表示義務等 <p>食品衛生法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品及び食品添加物の製造・使用等に関する規格の制定、表示義務等 <p>有害物質含有家庭用品規制法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭用品における有害物質の含有量、溶出量、発散量に関する基準を設定 		
<p>作業環境</p>	<p>労働安全衛生法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者に健康被害を生ずる物の製造、使用等の禁止 ○ 上記のおそれのある物の製造等の許可制、表示義務、MSDS添付 ○ 新規化学物質の変異原性等の調査 		

付図 3-3 化学物質に関する法制度の状況



付図 3-4 化学物質のライフサイクルと法制度・情報の流れ

4. 化学物質管理に関する内外の動向

(3) 第3次環境基本計画における重点分野政策プログラム

第3次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)では、「化学物質の環境リスクの低減」を含む10分野を「重点政策分野」とし、現状と課題、中長期的な目標、施策の基本的方向、重点的取組事項、取組推進に向けた指標を記述している。(第2部第1章第5節)

化学物質の環境リスクの低減に関する、第1次環境基本計画以来の経緯と第3次環境基本計画における狙いは以下のとおり。

第1次(平成6年)

環境リスクの概念を提示

第2次(平成12年)

多様な対策手法(規制、自主的取組)による取組を提唱

→化審法改正、ダイオキシン対策、大防法(自主的取組等)で大きな成果

第3次

○ 2025年頃の社会における目標を設定

- ・ 化学物質の環境リスクに関する知見の充実・共有化
- ・ 予防的な対策の機動的な実施
- ・ 環境リスクに対する関係者の理解の深化とその低減のための行動
- ・ 国際協調を通じた企業の技術インセンティブの確保と国際的な取組への我が国の貢献

○ ばく露・有害性情報の不足の解消に向けたスケジュールを提示

○ 多種多様な化学物質の特性に応じた環境リスク管理とリスクコミュニケーション

○ 国際的な情報発信と地球規模の問題への貢献の強化

- ・ 平成18年2月に合意された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿って、国際的取組を推進

具体的なポイントは以下のとおり。

① アスベスト問題等の教訓を踏まえ、予防的取組を推進

- ・ 完全な科学的証拠の欠如を対策延期の理由とはせず、必要に応じて機動的に対応し、迅速にリスク評価を実施して結果を対策に反映
- ・ 重大な環境リスクが見逃されることのないよう、関係省庁の緊密な連携の下、化学物質管理を推進。

② ばく露・有害性情報の不足の解消

○ 既存化学物質の安全性点検の加速化

- ・ WSSD の目標を踏まえ、2020年までに有害化学物質によるリスクの最小化を図るべく、構造活性相関などの簡易・迅速な安全性評価手法を開発し、人の健康・環境への影響を評価し、適切な管理を促進

- 環境モニタリングの推進
 - ・ 大気・水・底質などの環境媒体のほか、生体試料を調査
 - ばく露情報の整備の推進
 - ・ 製造量、使用量、用途等の環境リスク評価に必要な情報を把握するための方策について検討
 - ・ 2020 年までに、製造・輸入から使用・消費・廃棄に至るまでの化学物質のトータルな流れを把握
 - 関係者間での有害性・ばく露等に関する情報の共有・活用
 - ・ ばく露・有害性等に関する情報を関係者で幅広く共有し、環境リスクの評価に活用
- ③ 多種多様な化学物質の特性に応じた環境リスク管理とリスクコミュニケーション
- 法規制の徹底と様々な対策の実施
 - ・ 発生源周辺の居住地も含めて環境基準・指針値を達成
 - ・ 重大なリスクが懸念される物質については、利用可能な最良技術・環境のための最良の慣行を使用
 - ・ 自主管理などの様々な施策のベストミックスを推進
 - リスクコミュニケーションの強化
 - ・ 消費者に化学物質の使用の有無・有害性などの情報を提供
- ④ 国際的な情報発信と地球規模の問題への貢献の強化
- 我が国の経験を生かした国際貢献の強化
 - ・ POP モニタリングの主導、地球規模での重金属対策に寄与
 - ・ 開発途上国における化学物質管理システム構築への技術的支援を推進
 - 国際的な調和の推進と企業の技術開発インセンティブの向上
 - ・ 各国の規制体系のうち参考になるものは導入
 - ・ 化学物質の評価・管理手法の国際的な調和の推進とともに、我が国の取組に関する情報を世界へ発信
 - ・ 2008 年までに化学物質の分類・表示に関する世界調和システムを導入

(4) 国際的な動向

- ① アジェンダ 21(1992 年地球サミットにおいて採択)に基づく取組
 1992 年の環境と開発に関する地球サミットで採択された行動計画「アジェンダ 21」の第 19 章には、有害化学物質の管理に関し、以下の取組が記述されている。

- 化学的リスクの国際的なアセスメントの拡大及び促進
- 化学物質の分類と表示の調和
- 有害化学物質及び化学的リスクに関する情報交換
- リスク低減計画の策定
- 化学物質の管理に関する国レベルでの対処能力の強化
- 有害及び危険な製品の不法な国際取引の防止

これに沿った取組は、1994年に設置された「化学物質の安全性に関する政府間フォーラム」(IFCS)でフォローアップが行われている。これまでのおおよその成果は付表 3-2 のとおり。

付表 3-2 アジェンダ 21 の主な成果

アジェンダ 21 の行動分野	成果
化学的リスクの国際的なアセスメントの拡大及び促進	OECD 高生産量化学物質プログラムで、2004 年までに約 500 物質の評価を終了。 2010 年までに新たに 1000 物質の目標
化学物質の分類と表示の調和	2003 年、GHS に関する国連経済社会理事会勧告 (GHS を 2008 年までに導入)
有害化学物質及び化学的リスクに関する情報交換	2004 年、PIC に関するロッテルダム条約発効
リスク低減計画の策定	2004 年、POPs 条約発効 OECD 勧告 (1996 年) を踏まえ、OECD 加盟国のうち 20 カ国及び欧州共同体で PRTR 制度を導入
化学物質の管理に関する国レベルでの対処能力の強化	2003 年現在、75 カ国でナショナルプロファイル整備済み
有害及び危険な製品の不法な国際取引の防止	2003 年現在、約 45% の国で戦略策定済み

② 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ (SAICM)

ア) 背景及び策定経緯

1990 年代中頃からの、化学物質によるリスクを削減するためのさらなる手法の必要性や、化学物質に関する国際的な活動をより調和のとれ効率のよいものとするべきとする議論等を踏まえ、2002 年の UNEP 管理理事会において、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM) が必要であることが決議された。

2002 年のヨハネスブルグサミット (WSSD) で定められた実施計画において、2020 年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指すこととされ、そのための行動の一つとして、SAICM を 2005 年末までに取りまとめることとされた。

その後、3 回にわたる準備会合、地域別会合等を経て、2006 年 2 月、国際化学物質管理会議 (ICCM) において SAICM が採択された。

イ) SAICM の構成文書

○国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

2020 年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標に掲げた、30 項目からなる政治宣言文。

○包括的方針戦略

SAICM の対象範囲、必要性、目的(リスク削減、知識と情報、ガバナンス、能力向上及び技術協力、不法な国際移動の防止)、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。

○世界実施計画

SAICM の目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273 の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどが示唆されている。

ウ) 今後の予定

SAICM は、2006 年 2 月の UNEP(国連環境計画)管理理事会で承認された。今後、世界保健機関(WHO)や国際労働機構(ILO)などの関連国際機関にも、承認のため提出される。SAICM のフォローアップのため、国際化学物質管理会議が 2009 年、2012 年、2015 年、2020 年に開催される。

我が国では、平成 18 年 4 月、SAICM 関係省庁連絡会議を設置、SAICM 国内実施計画の策定作業を開始した。

5. 国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言 (国際化学物質管理会議の文書をもとに環境省仮訳)

我々、2006年2月4-6日、ドバイにて開催された国際化学物質管理会議に参集した閣僚、政府代表団長、並びに市民社会及び民間部門の代表は、以下のとおり宣言する。

1. 我々が、あらゆる発展段階の国において、貧困及び疾病の根絶、人の健康及び環境の改善、並びに生活水準の向上及び維持を含む持続可能な発展を成し遂げようとするならば、化学物質の適正な管理は必要不可欠である。
2. アジェンダ 211の 19 章及び国際労働機関(ILO)条約第 170 号(職場における化学物質の使用の安全に関する条約)及び第 174 号(主要な産業事故の防止)の実施を通じた国際的な化学物質管理について、また、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の最近の発効を通じた特に有害な化学物質への対処について、重要な進展が見られたが、その進展はまだ不十分である。
3. 民間部門は、化学物質の安全性の推進のため、プロダクト・スチュワードシップや化学産業のレスポンシブル・ケア・プログラムのような自主的なプログラムやイニシアチブを通じて、かなりの努力を行ってきた。
4. 公衆衛生と環境に関する非政府組織、労働組合その他の市民社会組織は、化学物質の安全性の推進に対して重要な貢献を行ってきた。
5. しかしながら、化学物質管理における進展は、地球規模で十分とはいえず、世界における環境は、大気、水及び土地の汚染を受けており、何百万の健康と福祉を奪い続けている。
6. 協調した行動を取る必要性は、開発途上国や移行経済国の化学物質管理の能力の不足、農業における農薬への依存、有害化学物質への労働者の曝露、人の健康と環境の両方に対する化学物質の長期間の影響の懸念を含む国際的なレベルでの化学物質安全への広範な懸念によってさらに強調される。
7. 地球規模の化学物質の生産、貿易及び使用は増加しつつあり、その増加パターンは、開発途上国及び移行経済国、特にそれらの中の後発開発途上国及び開発途上にある島嶼

¹ 環境と開発に関する国連会議報告、リオデジャネイロ、1992年6月3-14日 (United Nations publication, Sales No. E.93.I.8 and corrigenda) 第1巻:会議において採択された決議、決議1、附属書II。

国において化学物質管理の負荷を増大させており、それらの諸国がこの課題に立ちむかうことに特別な困難が生じている。結果として、社会の化学物質管理の方法において根本的な改革が必要とされている。

8. 我々は、締結した国際協定を実施し、それらの間に存在する一貫性及び相乗効果を強化し、適切な場合には国際的な化学物質政策の枠組みにおける間隙を補うために取り組むことを決意する。
9. 我々は、化学物質の安全性を達成し、それによって貧困との戦い、脆弱な集団の保護、公衆の健康や人の安全の前進に貢献するために、団結及びパートナーシップの精神をもって約束する。
10. 我々は、人権と基本的な自由を尊重すること、生態系の一体性を理解し尊重すること、及び化学物質の適正管理を達成するための地球規模の努力を向上させる我々の理想と現実との格差に対処することを約束する。
11. アジェンダ 21 及びヨハネスブルグ実施計画²、特にそのパラグラフ 23 に従い、化学物質及び有害廃棄物のライフサイクルを通じた適正管理を推進するという我々の約束は、確固たるものである。我々は、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)が、ミレニアム宣言で設定された国際的に合意された発展の目標に対し、重要な貢献をなすことを確信する。SAICM は、化学物質の安全性に関する過去の国際的なイニシアチブに基づいて構築される。
12. それ故に、我々は、本宣言とともに我々の SAICM 及びその実施への我々の確固とした約束を構成するものとして、包括的方針戦略を採択する。
13. 我々は、現在のそして常に変化する社会的ニーズに対応するため、環境と開発に関するリオ宣言³、アジェンダ 21、化学品安全に関するバイア宣言⁴、ヨハネスブルグ実施計画、2005年世界サミットの成果⁵、及びこの SAICM において表明された化学物質管理への約束を満たすための手段及びガイダンス文書として、世界行動計画を活用し、さらに開発することを勧告する。

² 持続可能な開発に関する世界サミット報告、南アフリカ、ヨハネスブルグ、2002年8月26日-9月4日 (United Nations publication, Sales No. E.03.II.A1 and corrigendum)、第1章決議 2 附属書

³ 環境と開発に関する国連会議報告、リオデジャネイロ、1992年6月3-14日 (United Nations publication, Sales No. E.93.I.8 and corrigenda) 第1巻:会議において採択された決議、決議 1、附属書 I。

⁴ 化学品安全に関する政府間フォーラム、第3セッション、フォーラム III 最終報告書(IFCS/FORUMIII/23w)、附属書 6。

⁵ 総会決議 60/1

14. 我々は、生活水準の改善、公衆衛生及び環境保護のため、グリーンケミストリーを含む化学の利益を実現させることを決意するとともに、化学物質の安全な生産及び使用のために、引き続き協働することを決意した。
15. 我々は、すべての段階での化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応能力を強化することを約束する。
16. 我々は、化学物質のライフサイクル管理のため、公的及び民間の財源から、国家的又は国際的な資金を引き続き活用する。
17. 我々は、開発途上国及び移行経済国における特別なニーズに対処し、化学物質の適正管理、並びに化学物質でない代替を含むより安全な代替製品及び工程の開発のための能力を、パートナーシップ、技術支援及び資金援助を通じて強化することにより、先進国と開発途上国及び移行経済国との間の持続可能な化学物質管理を達成する能力の格差の縮小や不一致への対処に向けて取り組む。
18. 我々は、特に化学物質管理への女性の均等参加に努めるなど、社会のすべての部門にわたる透明性、公衆参加及び説明責任によって、効果的かつ効率的な化学物質管理のガバナンスに向けて取り組む。
19. 我々は、中小企業及び非公的部門による SAICM の実施への参加を強化するなど、政府、民間部門及び市民社会の間のパートナーシップに積極的に取り組む。
20. 我々は、化学物質やそれによって作り出された製品を安全に使用するために必要とされる化学物質の健康及び環境への影響などに関するデータ及び情報を、関係者に入手可能とすることについての、産業界の責任を強調する。
21. 我々は、化学物質が人の健康及び環境に与えるリスクを含む、化学物質のライフサイクル全般にわたる適切情報及び知識を、公衆が入手することを容易にする。
22. 我々は、新しくより安全な代替製品及びプロセスの開発の革新を推進するため、商業的、産業的な秘密の情報や知識を、国の法令に基づき、またそのような法令がない場合には国際的な規定に基づき、保護することを確実にする。しかしながら、人の健康と安全及び環境に関する情報は、秘密とはみなされないことを再確認する。
23. 我々は、社会の中でも、有害な化学物質がもたらすリスクに対して特に脆弱な集団、又はそれらの物質に高レベルで曝露される集団を守るための特別な努力を行う必要性について認識する。

24. 我々は、子供たちや胎児を、彼らの将来の生命を損なう化学物質の曝露から守ることを決意する。
25. 我々は、有毒、有害で、禁止され厳しく規制された化学物質、化学製品及び廃棄物の不法な取引を防止するよう努力する。
26. 我々は、化学物質及び有害廃棄物の適正管理を、持続可能な開発、開発援助及び貧困の削減のための戦略などの、国、地域及び国際的な政策枠組みにおいて、優先事項として推進する。
27. 我々は、すべての関連した国連機関及び国連専門機関、基金および計画の作業プログラムの中に、SAICMを統合するよう努める。
28. 我々は、国際的な化学物質管理の分野での新たな自発的イニシアチブとして、戦略的アプローチは、法的拘束力をもつ手段ではないことを認識する。
29. 我々は、実施及び進捗の管理は、成功を確実にする上で決定的な事項であり、この観点から、ガイダンス、検討及び運営上の支援のために、安定的、長期的、参加型で、複数部門にわたる構造が必要であるとの認識を共にする。
30. 我々は、SAICMの実施のため、開かれた、包括的、参加型、透明な方法で、十分に協力することを決意する。

【参考資料4】 自治体、事業者、NGO、諸外国等の取組

1. 地方公共団体における PRTR 制度の状況

(1) 調査方法

平成 17 年度に 47 都道府県及び政令指定都市、中核市等で PRTR 経由事務を担っている 68 自治体のうち、条例等に基づき自治体独自で実施している制度の内容について調査を行った。

(2) 調査結果

① 独自制度の概要

付表 4-1 独自制度の実施状況は独自条例の制定や指針の策定等によって事業者の化学物質管理に関する制度を実施している自治体を示す。そのうち、「ア. 上乗せ等の届出制度」の回答は 11 自治体あった。

付表 4-1 独自制度の実施状況

自治体名	ア	イ	ウ	エ
	上乗せ等の届出制度	管理計画等の届出制度	事業者向けの管理指針	その他
北海道			○	
札幌市	○	○	○	
福島県			○	
茨城県			○	
栃木県				○
群馬県			○	
埼玉県	○	○	○	
千葉県			○	
千葉市				
東京都	○	○	○	
神奈川県	○	○	○	
横浜市	○	○	○	
川崎市	○	○	○	
新潟県				○
富山県			○	
富山市			○	
石川県	○			
愛知県	○	○	○	○
名古屋市	○	○	○	○
滋賀県		○		
京都府			○	